

様式第2号（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第1回川島町障害福祉計画等策定委員会	
開催日時	令和5年12月22日（金）午後2時から3時40分	
開催場所	川島町役場 大会議室	
議題	(1) かわじま自立・共生プラン2024（案）について (2) その他	
公開・非公開の別	公開（傍聴者0名）・非公開・一部非公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委員	坂口委員、宮口委員、野元委員、小林委員、清水委員、南澤委員、林委員、望月委員、伊藤委員、鈴木（紀）委員、島村委員、鈴木（克）委員
	事務局職員	健康福祉課 石川課長、友野主幹、石島主査、井上主任
配布資料	会議次第、資料1～2	
審議会等の内容・概要		
1. 開会		
2. 委嘱状の交付		
3. 自己紹介（資料1）		
4. 町長あいさつ		
5. 委員長選出		
川島町障害福祉計画等策定委員会設置条例第4条第1項に基づき、委員の互選により、清水 剛 氏が会長に選任され、林 茂史 氏が副会長に選任された。（資料1）		
6. 委員長あいさつ		
7. 議事		
（事務局より議事に入る前に、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。）		

会長：議事録署名委員は、事務局にて選任し後日議事録への署名をお願いする。

(1) かわじま自立・共生プラン2024（案）について

(事務局にて資料2を用いて説明。以下意見等があった項目についてのみ記述する。)

会長：資料を事前に配布という事なので、これに基づきながら意見や質問、項目にかかわらず、計画全般での意見質問等で議論という事でよろしいか。

(一同賛同)

○アンケート結果について

会長：まず、アンケート結果への意見はどうか。

委員：アンケート結果で、回答者の年齢が上がっている事が出ていて、年齢が上がると移動手段が限られるというのが一番にきているので良い方法はないか。

また、障害特性の理解には実際に触れ合う場が少ないと感じる。町のイベントも重度の障害者となると参加が難しい。

さらに、サービスの利用も安定して利用できるようにしてほしいと感じる。回答者はアンケート結果とは別に訴えたいこともあるのではと思った。

○障害児教育について

会長：町内小中学校や特別支援学校の状況はどうか。

委員：障害児は義務教育の時はよいが、特別支援学校に入学すると進路の話がいきなりでてくるので、入学前からの啓蒙活動が必要と思う。

委員：特別支援学校の高等部では就労準備もあるが教科学習もある。学校の方針もあるが改めて確認が必要だと感じた。

○障害福祉意識調査について

会長：一般町民対象のアンケート結果についてはどうか。

委員：意識調査の回答率が50パーセント。もっと関心を持ってもらい協力してもらえるような働きかけが必要である。町ホームページなどで訴えるなど大切だと感じる。今後の課題だと思う。

会長：計画も含め、まず知ってもらうことが大切である。

委員：アンケート実施時の回答項目に、年齢、居住地域など回答者を特定できそうな内容があるが、内容を見直せば回答率向上につながるのではないか。

事務局：今後検討したい。

委員：障害児対象のアンケートは、わかりやすいもの、簡単なものを考えてもらいたい。

○計画の内容等について

会長：他にご意見は。計画等の内容についてはいかがか。

委員：高齢化、災害等については 59 ページの地域生活支援拠点が対応していくものになっているので、こここの目標値の確保と進捗が鍵となっていくと思う。

また、義務教育と特性理解、子供の点では、61 ページの障害児支援の提供体制の整備のところでの児童発達支援センターの整備の目標値。そこがポイントになってくると思っている。

あとはアンケート結果は再検証してみると実態が見えてくるのではと思った。

委員：第 2 部の障害者計画 38 ページ(3)の障害福祉サービスの充実の記載内容は、再検討の余地あり。51 ページの災害関係、町でも個別避難計画について記載できるのではないか。

第 3 部第 7 期障害福祉計画の 58 ページからの成果目標のところ、今後町としてどう考えるかという点が肝心なところである。特に地域生活拠点の整備(3)58 ページは、緊急時に何があるか等の取組が必要なところなので、何ができるかというところを考えていきたいと思った。

児童発達支援センターは、比企の協議会で令和 6 年度も引き続き協議していくところなので、町としての何をするかの考えが必要である。

また、重層的相談支援体制の整備というところで、川島町は社協が総合相談窓口を設置しているので特徴的な組織体制として記載できると思う。

○障害特性の理解等について

会長：実際のサービス提供者側の意見はどうか。

委員：地域で暮らす人に障害者の理解をしてもらうという部分で、福祉教育としての点ではまだまだ不十分であると感じる。私たちも含めて実情を知っていかないと何に困っていてどの様なサービスを必要としているかなどの理解が難しいと思う。

委員：障害者で家族が同居の場合にはかかわり方が難しい。高齢者、一人暮らしなどが優先されてしまう傾向があるが、きちんと情報を伝えなければと思う。

委員：何らかのサービスや支援が必要となって、しかしどうしたらよいか分からない人が意外といいる。知識があれば当たり前のことを見ると意外と知らない人が多いと思う。

会長：実際の川島町ではどうか。

委員：町では月1回相談窓口の開設があって、そこに委託相談の事業所等が対応に当たるというものがある。その他にも本当は助けてほしいのにどうしたらよいかわからないという人は一定数いると思うので、そういう人たちとどうつながり続けるかが第一歩となっていくと思う。

○子育て期の対応等

会長：子育て、幼少期からの情報提供はどうか。

委員：自立共生プランの計画45ページ就学前障害児の受け入れ体制の充実、川島町では医療的ケア児を受け入れるためのガイドラインを策定し準備を整えている。なので次期計画では表現方法を変更し、より一層支援を行っていく、という内容にすることはできないか。

また、町では子ども用車いすマークの配布を始めたが、100ページのところに追加してもよいと思う。

事務局：今後修正したい。

委員：計画策定も大切だが、今後何をするかというのがこの委員会の趣旨だと思うので、61ページの医療的ケアの協議の場を設置しなければならないというところで、町で医療的ケア児の支援を始めたということであれば、協議の場を町で開催するいうこともできるのではないかと思う。また、町には医療的ケア児のコーディネーターがいると思うので、人数として記載できると思う。

それと、つながらない支援とか高齢・障害・子どもの件は、全国的に課題となっていて、複合的な家族の問題としてとらえ始めていて、その解決のために重層的な相談、包括的な相談体制、包括的な支援体制がいま整備されているところで、地域福祉計画と連動できるのではと思うし、町独自の取組も実施できるのではと思う。

○義務教育期の対応等

会長：福祉教育、学校での取り組み等はどうか。

委員：学校での障害のある児童生徒への支援については、アンケート11ページに障害の特性理解とか教師の障害理解等のニーズがある。今後、人的支援とか研修等も充実していく必要があると思う。

委員：学校での障害の理解については、先生方を中心として理解してもらうというのが生徒児童にとっては一番良いと思う。

会長：特別支援学校からの観点としてはどうか。

委員：医療的ケア児としての児童も在籍しているので、保護者負担軽減のため県特別支援教育課等の協力を得て体制を整えるようにしている。医療的ケアをしっかりと整えれば生徒児童たちの学べる状況は必ず作り出せる。

また、特別支援学校と小中学校との連携も大切で、支援という形ではなく自然な形でかかわれる場を作っていくことが大切である。卒業すれば地域に戻っていくのでそこでしっかりと生活ができるようなサポート環境を作っていくかなければと思う。

会長：地域の中の交流という点ではどうか。

委員：小中学校での支援席学習というものがあるが、学齢が上がると学習面で差がでてしまい参加し辛い面もある。他市では地元小学校との交流もあると聞くので、川島町でも同様にできればよいと思う（町内から通う子がいる川越特別支援学校と、町内小中学校との交流等）。障害特性の理解という観点から相互交流も大切である。

○数値目標等について

委員：58 ページの成果目標(1)施設入所者の地域生活への移行のところで、厚労省指針では令和 8 年度末までのところは令和 4 年度末施設入所者数の 6 パーセント以上が目標値として出されている。

また、これから施設へ入所する方の数はというと、令和 4 年度末の 5 パーセント以上削減となっている。

会長：自立支援協議会についてはどうか。

委員：成果目標の取組は国で指針が示されているが、広域で取組む、議論するというところがいくつかある。

まず 59 ページの地域生活支援拠点は一部、医療的ケアの人材育成とか強度行動障害の人材育成など専門的な部分は広域で取組む。ただし緊急時支援や地域の相談体制などは各市町村で取組む方向なので川島町も同様と思う。

次に 58 ページの(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは広域の協議会ですでに実施済みである。

さらに、先ほど話のあった（1）施設入所者は埼玉県内でも意見が分かれるところで、埼玉県は入所施設の考え方方が国とは異なるという見解。その埼玉県の見解で市町村がここをだす、ださないが分かれている。

あとは 61 ページの障害児は、医ケアの協議の場については各市町村で進めていくことになっている。

ただ児童発達支援センターは、まだ設置とか見通しが立っていないので6年度以降も引き続き広域で協議していく。

(6)の相談支援体制の充実は、7期の様式は80ページの8相談支援体制の充実で具体的な項目は基幹相談から参考の形で自立支援協議会幹事会で示されている。

8の相談支援体制の充実は広域で共有するという方向である。

委員：59ページの地域生活支援拠点の整備が削除されているがなぜか。

また文化芸術活動の推進が見当たらないようだがなぜか。

事務局：調査し後日回答とする。

委員：40ページの日中一次支援は近隣事業所が閉鎖との連絡があった。次期計画には充実の記載があるが充実させる策を期待したい。

○災害時対応等

委員：災害時、二次的な避難先として福祉避難所は登録されているが、最初から避難できるような形を作つていけないのか。身体的な障害のある人も、町の体育館学校に避難したとして障害者用のトイレがなければ不自由すると思う。マンパワーの問題もある。町内に住んでいる役場の人も避難民なので役場の人を頼らないで互助の精神で一時避難所としての福祉避難所を立ち上げられないのか。実際難しいか。

事務局：水害等と地震等では対応が変わってくるが、町の現状でハザードマップだと前回の台風19号のような規模もしくはそれ以上のものが来た場合、堤防決壊してしまったら町内全域が水没してしまう想定であり、町外の福祉避難所は今のところ1か所だけという状況である。その1か所も高齢者の施設で、町外の福祉避難所は総務課と健康福祉課で1次避難所というか、いきなり行けるかどうかというところも調整をしていく必要があると考えている。

町内の福祉避難所は何か所か協定を締結しているが、地震の時に対応していくという形である。今後町でも総務課の防災対策室と連携をとって考えていく状況である。

委員：町が防災士の資格取得に対して補助金を出すことになった。ぜひ取得したいが、基礎知識のある町民を増やすことによって災害が起きた時の役場職員の負担軽減にもつながる。ただその資格の受講が土日連続である。そうすると、仕事があって受けられない人も出てくる。ただ、受講者がある程度いれば川島町単独で講習会が開催できるのではないか。うまく交渉して、日曜日に2回に分けてなど、町民の防災

意識や知識を持った人を増やして災害の時には協力していただくという形で福祉につなげていけたらと思う。簡単なことではないが、いざという時には現場でなんとかする、というのも一つのやり方と思う。検討願いたい。

特に一時避難所はぜひ作っていただければと思う。

実際に一時避難所というのはあるのか。

委員：一時避難所と福祉避難所とに分かれているが、福祉避難所の活用は全国的に課題になっている。埼玉県内でも福祉避難所の活用をすすめていて、地震の時には町では7か所協定を結んでいるが、実際起きた時の要援護者をどこに避難するか取り決めはまだだと思う。そういうところまで進めないといけない。いざ実際起きたときに、福祉避難所のメリットは福祉のニーズが必要な人たちが避難するところなので高齢者の介護ベッドがある、障害の人の特別な支援が必要というところに分かれいく。その決め事を事前にしておくないと有事の際にはきちんと避難ができない。ここは要援護者の避難計画と合わせて福祉避難所も町でこれからやり方を決めていくと思う。

基本的な方法は、できるだけ通いなれたところに避難できるといい。のびっこなどは地震の時には避難できる。サービスを利用しているまたはそれぞれ地元の地域で、近場のところどちらでも福祉避難所として避難できるような体制づくりというところがいま考えられているところである。実際、福祉避難所はあるので新しいものを作るというよりはある場所をどう活用していくかというところが今後テーマとなると思う。

委員：避難に関連して、防災カードも作って提出はしているが、確認が毎年区長にしらえると聞いているが、ここ数年区長からの連絡がない。つい内容変更など忘れてしまう事もあるので、決められたときに一言でも欲しい。

ただ区長が抱えている地域がとても広い方もいたり大変だと聞いてるので根本的な対策をとらないかぎり防災カード確認チェックはできないと思う。民生委員さんの立場で訪問してくれているが、防災カードも災害の時もし必要だったら使ってほしいと思っているし、保管などいざという時の事は細かく説明があるとありがたいし変更は1年に1回位していただきたいと考えている。

会長：作成しただけでなく、その後いかに活用していくかという視点が大事である。

事務局：防災カードは、昨年、総務課で避難行動要支援者台帳の様式が細かく変わっ

る。どこに逃げるかどういった疾患があるかどういった薬を使っているかなど細かい内容まで記入できる内容に変わっていて、総務課から区長に依頼して区長が確認する流れになっている。この件も総務課と調整していく。

会長：皆様多岐にわたる意見をいただいたので、いったん今日出た意見を事務局で反映して更なるプラン計画の修正をしていただきたい。

(2) その他

次回の策定委員会の日程

令和6年2月14日（水）午後2時から

川島町役場 2階 大会議室

9. 閉会

署名	望月 幸枝	印
	鳥村 明子	印